

平成28年度～平成31年度

しまね流ふくし教育推進指針

〈福祉教育推進のための手引書〉

平成28年3月

島根県社会福祉協議会
島根県福祉教育推進協議会

人・そだて 人・ともに 人・くらす わが^まち^ち島根づくり

目 次

I	本指針の位置づけと特徴	1
II	本県におけるこれまでの福祉教育の取り組み	1
	1. 本県における福祉教育の歩み	1
	2. これまでの福祉教育推進事業の成果と課題	2
III	最近の福祉教育に関する考え方	3
	1. 福祉教育の役割	3
	2. 福祉教育事業と福祉教育機能を有する事業	4
	3. 社会的包摂に向けた福祉教育	4
IV	今後の福祉教育推進事業の展開方針	5
	1. 福祉教育の推進が重要とされる背景	5
	2. 今後の福祉教育推進事業のねらい	6
	(1) ライフステージや生活場面等に応じた「ふくしの学び合い」	6
	(2) 地域の福祉サービスを支える将来の担い手の養成	7
	3. 「ふくしの学び合い」を推進していく上で大切な視点	7
	(1) 「社会的包摂」の視点に立った福祉教育の推進	7
	(2) 地域の生活・福祉課題を学習素材とした福祉教育の推進	7
	(3) 学校と連携した福祉教育の推進	7
	(4) 公民館等と連携した福祉教育の推進	8
	(5) 地域における福祉教育の推進	8
	(6) 職場における福祉教育の推進	8
	(7) 社会福祉施設・当事者団体等と連携した福祉教育の推進	9
	(8) 効果的な振り返り・評価の視点を重要視した事業の推進	9
V	本指針で取り組む主な事業	10
	○ライフステージや生活場面等に応じた「ふくしの学び合い」の全体図	11
	○島根県社会福祉協議会における福祉教育推進の経過	12

I 本指針の位置づけと特徴

本県における人口減少や少子高齢化、過疎化の進展、また生活・福祉課題の多様化、或いは福祉人材の担い手不足など、地域福祉を推進していく上での課題解決を図っていくためには、県民一人ひとりの「福祉への関心」や「心の醸成」に向けた取り組みをこれまで以上に行っていく必要がある。

本指針は、平成28～31年まで4年間の本県における福祉教育について、島根県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）と市町村社会福祉協議会（以下「市町村社協」という。）が連携しながら、地域福祉活動への「地域住民の理解と協力」を意図的に創出していくための展開方針を定めたものである。

特に、本指針においては最近の福祉教育に関する考え方を踏まえ、地域を基盤に県民一人ひとりのライフステージや生活場面等に応じた「ふくしの学び合い」と地域の福祉サービスを支える将来の担い手養成につなげていくことを事業推進のねらいに位置づけた。さらに、各地域において市町村社協が中心となって福祉教育事業・活動を企画・実践していくための具体的な「福祉学習プログラム」について整理・提示を行っていることが、今回の指針の大きな特徴である。

II 本県におけるこれまでの福祉教育の取り組み

1. 本県における福祉教育の歩み

本県における福祉教育は、昭和52年度に児童・生徒を対象とした「社会福祉研究指定校事業」を県社協が実施してから本格的に取り組まれるようになり、多くの市町村社協においても単独で学校指定を行うようになるなど、福祉教育が県内全域に広まっていった。

その後指定対象を公民館にも広げ「親子福祉推進事業」として平成8年度まで実施され、児童・生徒の福祉への関心が高まることとなった。

平成5～18年度にかけては、地域指定による「地域ふれあい学習推進事業」に取り組み、学校、市町村社協、公民館との協働により、地域を基盤とした福祉教育の一層の推進を図った。また、平成14年3月には、事業を効果的に推進するための「島根県福祉教育推進プラン21」を策定した。

さらに、平成18年度からは、事業の出発点を“地域の生活・福祉課題の共有化”とし、学習の主体を児童・生徒及び地域住民とする「ふるさと福祉学習推進事業」を新しく創設し、地域の指導者の養成を目的とした「ふるさと福祉学習推進者養成講座」にも取り組んだ。

平成22年度以降は、事業内容の更なる充実を図り、実情に応じて実施主体を、自治会、公民館、学校、地区社協等へと広げ、指定期間も2年間とする「新ふるさと福祉学習推進事業」を創設し、平成27年度までに全市町村での取り組みがなされた。

この間、平成24年2月には、同事業の効果的推進と新しい課題に対応するために「福祉教育推進指針」を策定し、「地域を基盤とした福祉教育」の積極的な展開を図るとともに、同事業の円滑な推進に向けた「事業検討会」や「地域研究会」などのアウトリーチ型（注1）の事業を実施したほか、県内全域を対象に福祉教育の理解拡大に向けたセミナー等の開催にも積極的に取り組んだ。

※巻末「島根県社会福祉協議会における福祉教育推進の経過」参照

2. これまでの福祉教育推進事業の成果と課題

これまでの「ふるさと福祉学習推進事業」や「新ふるさと福祉学習推進事業」等を中心に、全市町村において福祉教育事業が積極的に取り組まれたことにより、県内各地で地域を基盤とした住民主体の「福祉学習活動」が推進されるとともに、養成講座やセミナー等を通して、地域の様々な人々が福祉教育に対する関心を深め、地域の生活・福祉課題解決をめざした「福祉学習活動」のノウハウを学ぶ機会が創出できた。

一方、本県における福祉教育の主要テーマは過疎化・高齢化の問題であったが、生活困窮や社会的孤立などの問題を背景に地域福祉の課題が多様化・深刻化するなかにあつて、これまでも社会福祉協議会が推進してきた「住民参加・協働」を理念とした主体形成を引き続き図っていく必要がある。

そのためには、あらためて、すべての人がそれぞれのライフステージや生活場面等に応じて「福祉の心の醸成」を図り、社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）（注2）の視点に立ち“排除しない、無関心でない”地域づくりに向けた「学び」を積極的に推進していくことで生活・福祉課題を解決する実践力を高めていくことが重要であり、今後、下記の課題認識に基づいた効果的な事業展開方策を構築していく必要がある。併せて、市町村社協の助成や公募についても、地域のニーズや事業効果を勘案し、より効果の高い事業となるよう、その在り方の検討が必要である。

【課題認識】

- ① 「福祉の心の醸成」を目指した事業のあり方
福祉教育の目的である住民の「福祉の心の醸成」にポイントを絞った事業のあり方を検討する。
- ② 「学校・社協・地域がつながる福祉教育」の推進
魅力的な福祉学習プログラムや最新情報の提供に努め、地域や学校と連携を図るように努める。
- ③ 新しい課題への対応
「社会的排除」や「社会的孤立」の問題を背景とした、「社会的包摂」に向けた福祉教育に積極的に取り組む。

Ⅲ 最近の福祉教育に関する考え方

1. 福祉教育の役割

全国社会福祉協議会（以下「全社協」という。）に設置された「福祉教育委員会」は、昭和57年に、福祉教育を「憲法第13条、第25条等に規定された基本的人権を前提にして成り立つ平和と民主主義社会をつくりあげるために、歴史的にも、社会的にも疎外されてきた社会福祉問題を素材として学習することであり、それらとの切り結びをとおして社会福祉制度・活動への関心と理解をすすめ、自らの人間形成を図りつつ、社会福祉サービスを受給している人々を社会から、地域から疎外することなく、共に手をたずさえて豊かに生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身につけることを目的に行われる意図的な活動」と定義している。

また、平成17年に全社協が作成した「社会福祉協議会における福祉教育推進検討委員会報告書」において、「地域福祉を推進する福祉教育とは、平和と人権を基盤にした市民社会の担い手として、社会福祉について協同で学びあい、地域において共生の文化を創造する総合的な活動である。」と定義づけている。

さらに、平成24年には全社協に「社会的課題の解決に向けた福祉教育のあり方研究会」が設置され、社会的包摂という課題に対応していくことができる福祉教育のあり方や基本的な考え方について、平成25年に報告書「社会的包摂にむけた福祉教育～共感を軸にした地域福祉の創造～」がとりまとめられ、その中で目指すべき地域像について次のとおり整理し、このことを実現するための福祉教育が提唱された。

- 排除しない地域、無関心でない地域であること
- 多数決ではなく、個人が尊重されること
- 地域のなかで生きていくことができること
- 多様性を認めあえる地域であること
- 「共感」にもとづく「当事者性」があること
- 地域の福祉力があること
- 誰もが助け・助けられる関係があること

2. 福祉教育事業と福祉教育機能を有する事業

地域福祉の根幹に福祉教育があるとした場合、社会福祉協議会の関連事業は「福祉教育事業」と「福祉教育機能を有する事業」の2つに大別される。前者は「福祉意識の醸成」や「担い手の育成」等、福祉教育そのものを目的として実施される事業で、当初から福祉教育を推進する事業として企画実施されるプログラムを言う。これに対して後者は参加者の「学び」を意識して展開することで、結果として福祉教育になる事業を言う。

従って、本来の「福祉教育事業」と「福祉教育機能を有する事業」双方の意義と性格を意識しながら、両者を効率よく実施していく必要があり、社会福祉協議会において取り組んでいく際には、次の3点を意識していく必要があるとされている。

- 社会福祉協議会全体の事業として福祉教育を位置づける
- プラットフォーム（注3）を構想する
- 社会福祉協議会の先駆性・開拓性をさらに生かしたプログラムを展開する

3. 社会的包摂にむけた福祉教育

ホームレスやひきこもり、自死や虐待、孤立死やゴミ屋敷などの様々な生活困窮に関する社会的課題が顕在化している。地域における生活困窮の問題を考えると、経済的困窮の視点だけではなく、「社会的排除」や「社会的孤立」といった社会関係の問題としても捉え、その人が地域の中で「居場所と出番」を持って社会参加できる環境の整備は、誰も排除されることなく社会の一員として包み支えあう「社会的包摂」の理念に基づく取り組みとして必要である。

地域福祉が「誰もが安心して暮らせるまちづくり」を住民参加によって目指すものであるならば、社会的排除や社会的孤立、生活困窮者支援も視野に入れた住民への福祉教育は今日的な重要なテーマであり、平成25年の全社協報告書「社会的包摂にむけた福祉教育～共感を軸にした地域福祉の創造～」においても、福祉教育のネクスト・ステージに向けて次の提言がなされている。

- 好意的な関心を持たせる福祉教育
- 「共感・当事者性」を育む福祉教育
- 包摂をめざす福祉教育
- 当事者や地域のエンパワメント（注4）を促す
- 当事者と地域住民と地域に働きかけるワーカー

IV 今後の福祉教育推進事業の展開方針

1. 福祉教育の推進が重要とされる背景

平成26年に本県の人口は70万人を下回り、最も人口の多かった昭和30年に比べ25%減少し、また、総人口に占める65歳以上人口の割合は3割を超え、今後も人口減少・少子高齢化の進展が予想される。

このような中、人々の価値観の多様化、核家族化、ライフスタイルの変化などを背景にかつての伝統的な結びつきが弱まり、生活の基盤である家庭や地域のあり様が大きく変わり、子育てへの不安感・負担感の増加、孤立死や自死、ひきこもりなどの社会的孤立や経済的困窮・低所得者等の生活困窮、高齢者や障がい者等に対する虐待や悪質商法などの権利侵害、買物や移動手段の確保といった日常生活の困難など生活・福祉課題が深刻化している。

少子高齢化の進行等により労働力人口が減少する中、福祉サービスの現場においては、福祉・介護ニーズが複雑・多様化する一方で、量的・質的な福祉人材の確保が大きな課題となっている。

このような状況の中、地域における支え合いの仕組みづくりとその実践や、社会的包摂の視点に立って年齢や障がいの有無等にかかわらず安全に安心して暮らすためのセーフティネットの強化、福祉人材の確保・育成・定着に向けた環境整備のための総合的な支援が求められている。

同時に、これらの実現に向けては「地域住民の理解と協力」が不可欠であり、子どもから大人までの幅広い世代が、地域における様々な生活・福祉課題に関心を持ち、主体的に実践していく力を養っていくための「ふくしの学び合い＝福祉教育」が改めて重要となっている。

こうした「ふくしの学び合い」を通じて、福祉に関心を持ち、福祉の心を育み、地域に愛着を持って、地域の福祉サービスを支える担い手の育成にも結び付けていく必要がある。

また、福祉教育は、教育分野と社会福祉分野が重なり合う領域であり、改めて、福祉教育を社会教育の視点からとらえることが一層重要になってきている。子どもの健全育成や学校のなかの実践としての福祉教育はもちろんだが、地域の大人たちこそが福祉を理解し、地域福祉の担い手となることが、今日もっとも期待されている。

こうした状況を踏まえ、これまで住民主体による地域福祉の推進を担ってきた社会福祉協議会は、引き続き、学校・公民館・福祉施設・行政・企業等と連携を図りながら、地域を基盤に県民一人ひとりのライフステージや生活場面等に応じた「ふくしの学び合い」の機会の提供や広報、啓発等に積極的に取り組み、福祉の心の醸成を図りながら、生活・福祉課題解決の実践力を身につけていくことを目指していくことが重要であり、また、このような取り組みを推進していくための環境整備を図っていくことも必要となる。

2. 今後の福祉教育推進事業のねらい

(1) ライフステージや生活場面等に応じた「ふくしの学び合い」

地域を基盤とした福祉教育を推進していく上で、大人も子どもも含めた「地域住民の学び」について積極的かつ戦略的に取り組むことを通じ、地域福祉の推進力（地域の福祉力）を高める使命を果たしていくことが求められている。

平成5年に示された「国民の社会福祉に関する活動への参加の促進を図るための措置に関する基本的な指針」では、「福祉活動への理解を深めるため、福祉マインドや社会連帯の意識を育むことが重要であり、幼少期から高齢期にいたるまで生涯を通じた福祉教育・学習の機会を提供していく必要がある」とされている。

したがって、福祉教育を推進するためには、あらゆる世代と場を通じ、ライフステージに応じた学習機会を提供していく必要がある。

(2) 地域の福祉サービスを支える将来の担い手の養成

労働力人口が減少し、福祉人材の確保が大きな課題となる中、今後展開していく「ふくしの学び合い」の過程を通じて、福祉の心の醸成を図りながら将来の担い手の確保につなげていくことも重要である。

そのために、福祉学習プログラムの専門コースとして「しまね流ふくしイズム講座（仮称）」を開講し、学校・社会福祉施設・市町村社協等と十分な連携を図りながら、将来の福祉人材の確保に取り組んでいく。

※巻末「ライフステージや生活場面等に応じた『ふくしの学び合い』の全体図」参照

3. 「ふくしの学び合い」を推進していく上で大切な視点

(1) 「社会的包摂」の視点に立った福祉教育の推進

本県においても、ホームレスやひきこもり、自死や虐待、孤立死やごみ屋敷問題などの様々な生活困窮に関する社会的課題が顕在化している。特に、今日的な貧困では、経済的困窮の側面だけではなく、「社会的排除」や「社会的孤立」といった社会関係の困窮が注視される中、地域社会で排除されがちな人たちの問題を、制度だけで支援することは難しく、何より、地域住民の意識を高め、すべての人を包摂できるような地域づくりを進めていくための「学び」が必要不可欠であり、福祉学習プログラムにおいても「社会的包摂」を意識した取り組みを推進していく。

(2) 地域の生活・福祉課題を学習素材とした福祉教育の推進

「ふくしの学び合い」に取り組む際に、単に全国共通な問題や概念的なテーマではなく、生活に身近で現実的な地域の生活・福祉課題を取り上げていくことで、深い学びや実践に結びつくなど、福祉教育の効果が高まり「地域の福祉力」も高まっていくと考えられる。

(3) 学校と連携した福祉教育の推進

現在、本県の小中学校では「ふるさと教育」の取り組みが進められており、多くの学校で福祉施設体験や交流活動などの福祉教育に関する学習・活動が行われており、今後、高校・大学でも取り組まれる予定である。本県が抱える人口減少や少子高齢化、過疎化の問題、また生活・福祉課題の多様化、或いは福祉人材の担い手不足などの課題解決に向けては、「ふるさと教育」における福祉教育を一層充実させていくことが重要である。

そのためには、小中学校をはじめ、高校、大学と市町村社協・公民館・福祉施設等が連携した福祉学習プログラムの企画、あるいは発達段階に応じた福祉学習プログラムの活用等を積極的に働きかけていく必要がある。

(4) 公民館等と連携した福祉教育の推進

公民館においては、社会教育法第20条に基づき、福祉問題も含めた社会教育活動が行われている。学校教育の中で、福祉に関する知的理解や心情の育成等も行われているが、学校外の地域の暮らしの中で、多世代交流を図りながら生活・福祉課題の理解や課題解決に向けた学びの機会を作っていくことも大切であり、また、社会教育と福祉教育の分野は共通する部分もあるため、児童を含め、高齢者、社会人等地域住民の「学びの場」「地域福祉の活動の場」としての連携が期待される。

(5) 地域における福祉教育の推進

「地域福祉は福祉教育からはじまり、福祉教育に終わる」と言われ、最初の福祉教育は、地域住民への啓発や広報として「知らせる」「関心を促す」ということを大切にし、最後の福祉教育は、主体形成がなされた結果、地域福祉が住民で推進されている姿を示している。しかし、地域住民は常に社会福祉を理解しているわけではなく、社会福祉への無関心、誤解・偏見、或いは差別等もある中、社会的包摂の視点に立った丁寧な福祉教育が必要である。

そのためには、あらゆる生活領域において、生涯学習の視点で福祉教育をすすめていくことが大切であり、身近な地域の生活・福祉課題を共有し、関心を持ち、解決に向けた地域の福祉力を高めていくことが重要である。

近年、家庭の教育力が減少してきているといわれている。子どもにとって家庭は、家族のふれ合いを通して、基本的な生活習慣や生活能力、人に対する信頼感、他人に対する思いやり、基本的倫理観、社会的なマナーなどを身に付けていく上で重要な役割を果たしている。ところが、複合家族の減少や仕事と家庭の両立の難しさ等様々な要因を背景として、家庭の孤立化や、忙しくて時間的精神的ゆとりを持たない状況、さらには児童虐待など、家庭をめぐる問題も深刻化してきている。安心して子育てや家庭教育ができるよう、地域が子育て家庭の支えとなることが求められている。

(6) 職場における福祉教育の推進

福祉教育というと、学校の中での子どもを対象とした実践に目を奪われがちであ

るが、地域のさまざまな生活・福祉課題の解決に向けた主体形成を図っていく上では、地域の大人たちこそが福祉を理解し、福祉社会の担い手になることが期待される。一方で、働き盛りの人の参加が少ないことが課題となっている。

こうした世代の人々が「福祉教育」に関心をもち、活動に参加してもらうためには、企業と協働した「福祉教育」の推進も重要であり、職場内研修において「福祉学習プログラム」の実践や、ボランティア活動等への参加に向けた働きかけを積極的に推進していく必要がある。

(7) 社会福祉施設・当事者団体等と連携した福祉教育の推進

地域に点在する社会福祉施設は、福祉専門職の存在や施設設備など高度な機能を有しており、「ふくしの学び合い」を推進していく上での貴重な社会資源として、連携・協働していくことが重要である。また、社会福祉法人が取り組むべき「地域公益活動」の場にもなり、さらには、福祉人材の確保・育成といった視点からの働きかけも必要である。

福祉教育を実践する上において、高齢者や障がい者などの当事者と共に学び合うことで、お互いの理解につながる効果的な学習機会となる。例えば、障がい者との関わりにおいて、単に「支援が必要」と考えるのではなく、その人がどのようにしたら自立や社会参加が果たせるかということ、実践を通じて共に学び合うことにより、障がい者のエンパワメントにもつながっていく。その場合、当事者団体と連携・協力した学習機会を意図的に作っていくことも重要な視点となる。

(8) 効果的な振り返り・評価の視点を重要視した事業の推進

福祉教育事業を進めていく上では、PDCAサイクルの視点に立ち、その結果と課題を検証し次の展開に生かすといった評価の視点も必要となり、福祉学習プログラムの実践においても、その都度完結するものではなく、常にその後更なる実践につながることを目指した振り返りや評価が重要となる。

例えば、学校教育においては、「福祉の心」が生まれ、「福祉への知的理解」が深まり、幅広い体験的な活動を通して福祉に関わる「実践的態度」が育成できたかを評価し、地域での福祉教育においては、生活・福祉課題の学習を通じて理解が広まり、福祉のまちづくり等の活動を積み重ねることにより、地域住民が社会福祉問題に関する学習・活動に主体的に参加する機運が醸成できたかを評価するなどの評価方法が考えられる。

V 本指針で取り組む主な事業

① 「ふくしの学び合い」推進助成事業

「福祉学習プログラム」に基づく「ふくしの学び合い」を推進する市町村社協を支援する。

② 福祉教育推進リーダー研修

「ふくしの学び合い」推進役を対象に効果的な推進方法等の理解に向けた研修を行う。

③ 市町村社協福祉教育担当者研修

「福祉学習プログラム」の効果的活用、コーディネート方法等の理解に向けた研修を行う。

④ 社会的包摂推進セミナー

全ての人を包摂できる地域づくりに向けた全県的な啓発セミナーを行う。

⑤ しまね流ふくしイズム講座（仮称）

将来の福祉専門職の育成を目的とした講座の開講に向けた検討とモデル的实施。

（注）

(1) アウトリーチ

援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない（できない）人々に対し、専門職による積極的な訪問活動などを通じた支援の手法。

(2) 社会的包摂（ソーシャルインクルージョン）

「全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う」という理念。

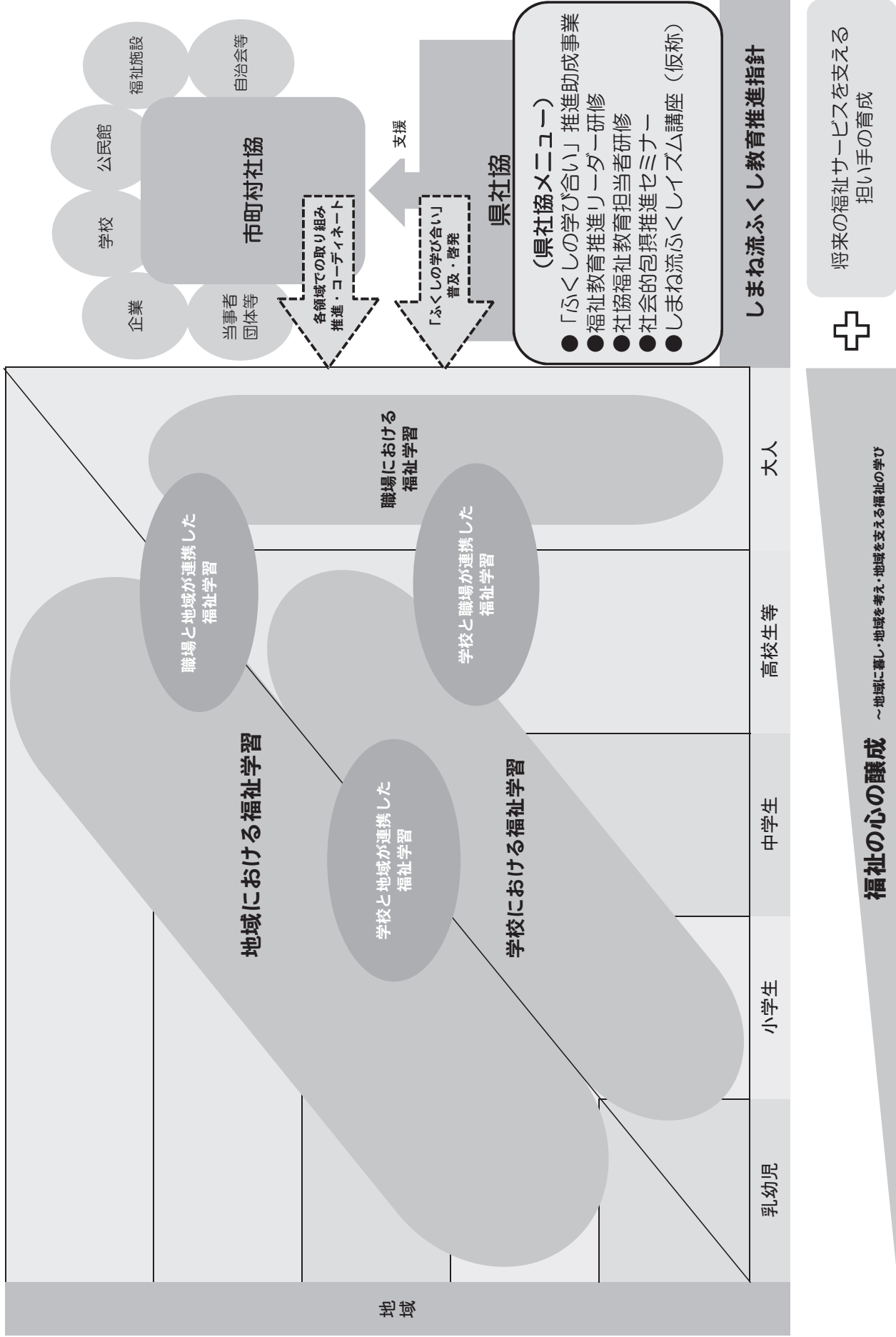
(3) プラットフォーム

さまざまな人々・団体等が、それぞれの活動理念に基づく特性を発揮しながらも、協働して地域の課題解決にあたることのできる共通のルール、システム、あるいはそのための協議の場。

(4) エンパワメント

社会的弱者が自分自身の置かれている差別構造や抑圧されている要因に気づき、その状況を変革していく方法や自信、自己決定力を回復・強化できるように援助すること。

ライフステージや生活場面等に応じた「ふくしの学び合い」の全体図



福祉の心の醸成

～地域に基し、地域を考え、地域を支える福祉の学び

(学ぶ過程) 感覚を養う ⇒ 関心を持つ・課題を認識する ⇒ 課題解決の方策を考える ⇒ (実践の過程) 活動を実践する ⇒ 活動を振り返る

島根県社会福祉協議会における福祉教育推進の経過

	委員会等の設置	プラン等の策定	助成事業の実施	主な大会・研修会等の開催
S52				
S53				
S54		●「福祉教育の歩み」発刊 昭和54年～継続		
～				
S60				
S61		●「小・中学校 福祉教育実践のための手引」作成 ・昭和60年3月		
S62				
S63	●島根県福祉教育運営協議会 ・設置期間：昭和62年～平成3年			
H1				
H2				
H3		「心のかよあいあ地域づくりを めざす福祉教育推進計画」策定 ・平成2年11月		
H4				
H5	●島根県ボランティア活動振興セ ンター運営委員会 ・設置期間：平成4年～平成10年			
H6				
H7				
H8				
H9				
H10		●「こうしたら子どもたちの『心』 の育ちがはつきり見えてくる」作成 ・平成7年11月 「福祉教育の推進に関する基本的 な指針」策定 ・平成9年9月 ・島根県／島根県教育委員会	●親子福祉推進事業 ・指定期間：平成元年～平成8年 ・指定数：学 校／24校 公民館／24館	●福祉教育研究協議会 (福祉教育研究セミナー)
H11				
H12	●島根県福祉教育推進協議会 ・設置期間：平成11年～			
H13		「第2次福祉教育推進計画－島根県 福祉教育推進プラン21」策定 ・平成14年3月		
H14				
H15		「福祉体験学習実践ハンドブック」作成 ・平成14年3月		
H16		「福祉教育推進ハンドブック」作成 ・平成16年		
H17		「福祉教育実施状況調査報告書」作成 ・平成17年		
H18				
H19				
H20				
H21				
H22		●「福祉教育推進指針」 策定・平成24年2月		
H23				
H24				
H25				

	委員会等の設置	プラン等の策定	助成事業の実施	主な大会・研修会等の開催
H26	<ul style="list-style-type: none"> ● 鳥根福祉教育推進協議会 ・ 設置期間：平成11年～ 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「福祉教育推進指針」 策定・平成24年2月 	<ul style="list-style-type: none"> ● 新ふるさと福祉学習推進事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● ふるさと福祉学習推進者養成講座 ● 福祉教育推進セミナー
H27		<ul style="list-style-type: none"> ● しまね流福祉教育推進事業検討小委員会 		
H28		<ul style="list-style-type: none"> ● しまね流ふくし教育推進指針 策定・平成28年3月 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「福祉の学び合い」推進助成事業 	<ul style="list-style-type: none"> ● 福祉教育推進リーダー研修 ● 社会的包摂推進セミナー ● しまね流ふくしイズム講座 ● 市町村社協福祉教育担当者研修（2年間）
H29				
H30				
H31				

島根福祉教育推進協議会委員名簿

(任期:平成26年4月1日～平成28年3月31日)

区 分	氏 名	所 属・職 名
学識経験者	有馬毅一郎	(公財) しまね国際センター 理事長
	田原 秀樹	(学) 六日市学園 理事
	堅田 知佐	(学) 広瀬学園島根総合福祉専門学校 教員
行政関係者	木村 淳子	島根県健康福祉部地域福祉課地域福祉グループ 企画員
	佐藤 誠	島根県教育庁教育指導課学力育成スタッフ 企画幹
	大島 悟	島根県教育庁教育指導課学力育成スタッフ 企画幹
	山中 慎嗣	島根県教育庁社会教育課 社会教育グループリーダー
学習推進者	高橋 恒夫	島根県小学校長会 会長 (松江市立乃木小学校長)
	竹谷 強	島根県公民館連絡協議会 評議員 (古志原公民館長)
企業・マスコミ関係者	森脇 健二	(一社) 島根県経営者協会 専務理事
社会福祉・ NPO関係者	吉田 真子	大田市社会福祉協議会 地域福祉係長
	多根 純	(公財) ふるさと島根定住財団 事務局長
	原田 理文	(福) 太陽とみどりの里 理事長
	大國 羊一	(福) 島根県社会福祉協議会 常務理事

しまね流福祉教育推進事業検討小委員会委員名簿

(任期:平成27年7月16日～平成28年3月31日)

区 分	氏 名	所 属・職 名
福祉教育推進協議会委員	田原 秀樹	(学) 六日市学園 理事
市町村社会福祉協議会	川瀬 英	(福) 出雲市社会福祉協議会 常務理事
	片桐 一彦	(福) 海士町社会福祉協議会 事務局長
福祉教育関係者	津田 昭美	島根県ことばを育てる親の会 事務局長
学校教育関係者	田中藤一郎	島根県小学校長会 副会長 (松江市立大庭小学校長)
地域住民代表	内村 豊	松江市雑賀公民館 館長
社会福祉施設関係者	佐草 英利	(福) 草雲会 理事長
幼児教育関係者	坂本 和子	(特非) しまねこどもセンター 理事長